

第64回定時株主総会 電子提供措置事項

ユニ・チャーム株式会社

目次

株主総会参考書類	1
事業報告	6
連結計算書類	35
計算書類	37
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	39
会計監査人の監査報告	42
監査等委員会の監査報告	45

株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）のうち、連結持分変動計算書（IFRS）、連結計算書類の連結注記表、株主資本等変動計算書（日本基準）及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。連結持分変動計算書（IFRS）、連結計算書類の連結注記表、株主資本等変動計算書（日本基準）及び計算書類の個別注記表につきましては、下記の当社ウェブサイト又は東京証券取引所ウェブサイトをご覧ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.unicharm.co.jp/ja/ir.html>

東京証券取引所ウェブサイト [\(東証上場会社情報サービス\)](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show</p></div><div data-bbox=)

「銘柄名（会社名）」に「ユニ・チャーム」又は「コード」に当社証券コード「8113」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択していただきますと、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、高原豪久、彦坂年勅、高久堅二の3氏の取締役選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、代表取締役1名及び独立社外取締役2名、非業務執行取締役1名で構成される指名委員会の審議を受けたうえで決定しております。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	たか 高 原 豪 久	再任 代表取締役 社長執行役員	100% (9回中9回)
2	ひこ 彦 坂 年 勅	再任 取締役 専務 生産・開発管掌 CQO (Chief Quality Officer) 兼 標準化担当 兼 ニューワールド・プロジェクト担当	100% (9回中9回)
3	たか 高 久 堅 二	再任 取締役 専務執行役員 マーケティング・営業管掌 共同CMO (Chief Marketing Officer) 兼 ライフタイムバリュー推進部担当 兼 Chairman, Unicharm India Private Ltd. 兼 Uni-Charm Corporation Sdn. Bhd.担当 兼 Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.担当 兼 Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.担当	100% (6回中6回)

各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けた場合、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等の場合を除きます。なお、保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

候補者番号 1

たかはら たかひさ
高原 豪久

再任

生年月日

1961年 7月12日生

性別

男性

所有する当社の株式数

3,817,851株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

100% (9回中9回)

略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 当社入社
1995年 6月 取締役
1996年 4月 取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年 6月 常務取締役
1998年 4月 常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 常務取締役 経営戦略担当
2001年 6月 代表取締役 社長
2004年 6月 代表取締役 社長執行役員

現在に至る

重要な兼職の状況

野村ホールディングス株式会社 社外取締役
住友商事株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

高原 豪久氏は上記略歴に記載のとおり、2001年より代表取締役としてグローバル戦略を指揮し、積極的なエリア展開により海外売上高比率を約65%にまで高め、成熟市場の日本においても新たな付加価値商品の提供により市場活性化を図ることで、就任以来売上高で約4倍、営業利益で約6倍、また明確かつ積極的な事業戦略と的確な情報発信により時価総額を10倍超とするなど企業価値向上に経営手腕を発揮してきました。併せて22期連続の増配も実現しております。近年は中長期のESG目標である「Kyo-sei Life Vision 2030」を強力に推進、加えてDXの取組みも推進することで、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）採用ESG指数における6指数の構成銘柄に選定、「DX注目企業2023」に選定、Institutional Investor「2023 Japan Executive Team Rankings」で6部門すべて1位を獲得、2年連続で「All-Star」に選定される等、「事業そのものがESG」の浸透加速により、更なる企業価値向上に努めております。また、取締役会議長として、重要案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定機能を高めております。当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

ひこさか としふみ
彦坂 年勅

再任

生年月日

1960年8月20日生

性別

男性

所有する当社の株式数

16,100株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

100% (9回中9回)

略歴、当社における地位、担当

1982年2月	当社入社
2008年4月	グローバル開発本部技術開発部長
2010年4月	グローバル開発本部ニュープラットフォームセンター部長
2012年4月	グローバル開発本部ブルースカイプロジェクト部長
2016年1月	執行役員待遇 グローバル開発本部副本部長
2020年1月	常務執行役員 グローバル開発本部長
2022年1月	専務執行役員 共同CDO (Chief Research & Development Officer) 兼 グローバル開発本部長 兼 ブルースカイプロジェクト部長 兼 知的財産 本部長
2022年3月	取締役 専務執行役員 共同CDO (Chief Research & Development Officer) 兼 グローバル開発本部長 兼 ブルースカイプロジェクト部長 兼 知的財産本部長 兼 標準化担当
2023年3月	取締役 専務 生産・開発管掌 標準化担当
2023年4月	取締役 専務 生産・開発管掌 CQO (Chief Quality Officer) 兼 標準化担当
2023年12月	取締役 専務 生産・開発管掌 CQO (Chief Quality Officer) 兼 標準化担当 兼 ニューワールド・プロジェクト担当

現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

彦坂 年勅氏は上記略歴に記載のとおり、当社グループの生産・開発部門の管掌役員として、人・モノ・金の資源配分をグローバル視点で行うことで、全社最適でのモノ創りを推進しております。また、当社グループの強みの源泉の一つである製造設備開発部門の経験を長く有し、その高い専門性から最新鋭設備の開発、グローバル生産体制の構築、生産品質の向上に実績をあげてきました。また、制御システムやロボット活用の指揮を執り、省力化と効率化を実現するなど、今後の当社グループにおける製造技術改革を強力に推進しております。商品開発分野でも、拠点のグローバル展開を進める中で中長期視点で各エリアの消費者ニーズを先読みした付加価値提案、加えて、使用済みの紙おむつの再利用等環境に配慮した当社独自の商品開発の取組みなどで、消費者関連専門家会議 (ACAP) 「消費者志向活動章」を2年連続で受章、消費者志向経営優良事例表彰「内閣府特命担当大臣表彰」、環境賞「優秀賞」等を受賞するなど当社のパーパスであるSDGsの実現に向けて経営上、重要な役割を担っております。当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

たか く けん じ
高久 堅二

再任

生年月日

1960年10月5日生

性別

男性

所有する当社の株式数

26,187株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

100% (6回中6回)

略歴、当社における地位、担当

1983年4月	当社入社
1997年4月	マーケティング本部 サニタリービジネスグループ マーケティングディレクター
2000年10月	ベビー事業本部 マーケティング部 ディレクター
2002年4月	上海尤妮佳有限公司 副総経理 兼 市場部総監
2005年10月	グローバルマーケティング本部 副本部長 兼 フェミニンケア事業部長
2008年4月	執行役員 グローバルマーケティング本部長
2014年12月	常務執行役員 グローバルマーケティング本部長
2017年7月	常務執行役員 Managing Director, Unicharm India Private Ltd.
2022年1月	専務執行役員 共同CMO (Chief Marketing Officer) (現任) 兼 Chairman, Unicharm India Private Ltd. (現任) 兼 Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.担当 (現任) 兼 Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.担当 (現任)
2023年3月	取締役 専務執行役員 マーケティング・営業管掌 (現任)
2023年7月	取締役 専務執行役員 ライフタイムバリュー推進部担当 (現任)
2024年1月	取締役 専務執行役員 Uni-Charm Corporation Sdn. Bhd.担当 (現任)

現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

高久 堅二氏は上記略歴に記載のとおり、上記事業のマーケティング責任者を歴任するなど当社グループのマーケティング部門の統括責任者として、顧客視点に立った差別性の高い、また体系的なマーケティング戦略の立案と実行を強いリーダーシップの下に推進し、当社および当社製品のブランド価値向上に寄与してまいりました。当社アジア事業の拡大の際には、各国での導入戦略の立案と推進役を担い、既存現地法人の再生、新規現地法人の立上げ、M&Aなどにも貢献、また主要現地法人であり成長ドライバーでもある中国法人およびインド法人の責任者として、マーケティング力と同様に高い経営マネジメント力を発揮し、インドでは着任後5年間で売上高を約2倍にするなど同国ビジネスの高成長を牽引しております。まさに当社が目指すグローバルカンパニー、マーケティングカンパニーを実現するために重要な役割を担っており、昨年の取締役就任後は早速に営業・マーケティング管掌役員として現場の風土改善、働きがいの醸成、ペットケア事業の海外拡大戦略を率先垂範し、若手社員の離職率の低減、マーケティングスキルの向上に繋げ、課題解決のための迅速な意思決定を進めております。当社の持続的な企業価値向上実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 取締役の選任等についての監査等委員会の意見について

当社の監査等委員は、全員が指名委員会（委員の半数を独立社外取締役が占めています。）の委員を兼ねており、指名委員会における審議等を通じて、取締役候補者の指名に関する手続きが適切であること、当社の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立する形で構成されることを確認しています。その結果、各監査等委員は、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断いたしました。これを踏まえ、監査等委員会は、会社法第342条の2第4項に基づいて株主総会において取締役の選任について監査等委員会の意見を述べる必要はないものと判断しています。

なお、当社の監査等委員は、全員が報酬委員会（委員の半数を独立社外取締役が占めています。）の委員を兼ねており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針及び取締役の個人別の報酬等の内容についても、報酬委員会における審議等を通じて、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような適切なインセンティブ付けがなされていること、中長期的な業績と連動する報酬の割合が適切に設定されていること、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されていること、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ていることを確認しています。その結果、各監査等委員は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針及び取締役の個人別の報酬等の内容は妥当であると判断しており、監査等委員会は、会社法第361条第6項に基づいて株主総会において取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べる必要はないものと判断しています。

以 上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度における当社グループをとりまく経営環境は、日本を含め各国・各地域で新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の脅威から脱し、社会経済活動が活性化したことで緩やかに市場回復が進み、感染拡大前の状況に戻つつあります。しかし、国・地域間での景気回復に強弱があることや、昨年から続く高水準の資源価格や為替変動などの影響によりインフレーションが長期化し、今後の先行きは不透明な状況が続いています。

海外においては、主要参入国の多くで市場回復にはばらつきがありながらも、COVID-19の拡大による景気の悪化からは持ち直しの動きが見られます。この状況のなかで、現地のニーズに合わせた新たな付加価値商品の提案による価値転嫁を遂行することで、消費者の満足度向上とコスト上昇への対応の両立を進めました。

特に、昨年からの突発的なCOVID-19の感染拡大やインフレーション、また今後はデフレーションが懸念される中国では、衛生関連市場は緩やかに回復したものの、景気は不安定で、先行き不透明な状況が続いています。そのようななかで、当社は、高付加価値商品の需要喚起と新規販売チャネルの開拓を進めるなど、中国事業全体の構造改革を進めました。

国内においては、景気の持ち直しの動きが続くなかで、各カテゴリーにおいて高付加価値商品の需要を喚起するための新たな価値提案を継続しながら価値転嫁を進め、消費者からの支持を得て、高い市場シェアを維持しました。

このような経営環境のなか、当社グループは“世界中の全ての人々のために、快適と感動と喜びを与えるような、世界初・世界No.1の商品とサービスを提供しつづけます”の基本方針に基づき、世界中の人々が平等で不自由なく、その人らしさを尊重し、やさしさで包み支え合う、心つながる豊かな社会である「共生社会」=Social Inclusionの実現に向けて取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高941,790百万円（前連結会計年度比4.9%増）、コア営業利益127,974百万円（前連結会計年度比7.0%増）、税引前当期利益132,308百万円（前連結会計年度比14.3%増）、当期利益97,982百万円（前連結会計年度比25.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益86,053百万円（前連結会計年度比27.3%増）となりました。

※ コア営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した利益であり、IFRSで定義されている指標ではありませんが、当社グループの経常的な事業業績を測る指標として有用な情報であると考えられるため、自主的に開示しております。

② 事業別概況

<パーソナルケア>

	2022年12月期 (百万円)	2023年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	764,908	793,845	28,938	3.8
コア営業利益	100,863	104,481	3,618	3.6

(注) 外部顧客に対する売上高

●ウェルネスケア関連商品

海外においては、日本以上のスピードで高齢化が進行し、特に大人用排泄ケア用品の対象人口が多い中国では、積極的なマーケティング投資を継続し、大人用排泄ケア用品の認知拡大と普及促進に努めました。

また、タイ、インド、ベトナム、インドネシアといったアジア地域においても、大人用排泄ケア用品の需要が高まっていることから商品ラインアップの拡充と、日本で確立したケアモデルの普及促進に努めています。

国内の大人用排泄ケア用品においては、ADL^{*1}に合わせた豊富な商品ラインアップの展開を強化しました。そのなかで、新たな価値提案として、ウエスト部分に「超音波接合」に関する特許技術を採用した紙パンツを発売し、はき心地の快適性向上と同時に、商品を梱包する際の圧縮率が改良され、積載効率の向上による配送効率の改善を実現し、環境負荷の軽減に貢献しました。これにより、新たな付加価値商品の展開による価値転嫁が順調に進んだ結果、高い市場シェアを維持しました。

昨年まで市場が大きく成長したマスクカテゴリーにおいては、『超快適』、『超立体』両ブランドの充実したラインアップで、消費者ニーズに応えましたが、第2四半期にはCOVID-19の感染症法^{*2}上の位置付けの変更が行われたことや、夏場に入り気温が例年以上に上昇したことなどにより、売り場が急速に変化しました。加えて、消費者によるCOVID-19で備蓄した

マスクの宅内在庫消化の影響もあり、市場は縮小したものの、依然としてCOVID-19拡大前以上の市場規模を維持しています。引き続き消費者ニーズを捉えた新商品を継続的に展開することで、市場の活性化と市場シェアの拡大を図ります。

- ※1 日常生活動作（Activities of Daily Living）の略語で、排泄・食事・入浴など日常生活に必要な基本動作を表し、介護される方の介護レベルを計る指標
- ※2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

●フェミニンケア関連商品

中国においては、引き続き景気の先行き不透明感による流通の不安定さがあるなか、沿岸部の都市を中心に、販売エリアと取扱店舗数の拡大を継続的に取り組みました。また、eコマースにおける新プラットフォームの活用による販売強化に取り組みながら、若年層をターゲットに継続的な新価値提案を実施し、高付加価値商品であるショーツ型ナプキンや、オーガニック系素材のナプキンなどの拡売に努めました。

タイ、インドネシア、ベトナムといったアジア地域においても、新コンセプトである、清涼感のあるつけ心地を実現したクールナプキンなどの高付加価値商品の展開を継続した結果、好調に推移しています。

中東においては、現地の習慣を捉えたオリーブオイルを配合した新商品などの積極的なマーケティング投資により、サウジアラビア国内販売が順調に推移したほか、近隣諸国への輸出も伸長し、高い売上高成長を実現しました。

国内においては、対象人口が減少傾向にあるなか、健康意識や安心志向の高まりや、ニーズに合わせた高付加価値商品による価値転嫁の拡大、SNSなどを活用した消費者とのコミュニケーションなどにより、売上高は伸長しました。また、妊活中の女性が普段通りの生活を送りながら気軽に妊活タイミング^{*3}を予測できる『妊活タイミングをチェックできるおりものシート』を発売するなど、引き続きお一人でも多くの方の悩みを解決し、夢の実現に貢献するような商品・サービスの提供に努めました。

- ※3 妊活に適したタイミングである「排卵時期を含む約6日間」のこと

●ベビーケア関連商品

新興国のなかでも紙おむつの普及率が低いインドでは、パンツ型紙おむつの普及促進と販売エリアの拡大に努めた結果、市場シェアが上昇し、市場成長以上の売上高成長を実現しました。

出生数の減少に加え、COVID-19の拡大の影響により市場が伸び悩んだベトナムにおいては、消費者の実態に合わせた世界初^{*4}の片側が開閉できるパンツ型紙おむつの発売により、早期にパンツ型紙おむつへの転換促進を目指して市場の活性化を図りました。

ローカル企業の台頭に加え、少子化が進んでいる中国においては、戦略的に日本製プレミアム商品の在庫調整を進めながら、現地のニーズを捉えた独自開発の中国製プレミアム商品『ムーニー』ブランドへのシフトを加速させ、収益性の改善を進めました。

少子化が進み、市場が縮小傾向の国内においては、『ムーニー』や『マミーポコ』の2ブランドで、新たな付加価値を搭載した豊富な商品ラインアップにて価値転嫁を継続し、笑顔あふれる育児生活の実現に取り組み、売上高は伸長しました。

※4 主要なグローバルメーカーで販売されるベビー用パンツ型紙おむつブランドにおいて、片方の胴回りの側面が開閉可能で、なおかつ、他方側の長さより長い構造体（2022年10月ユニ・チャーム(株)調べ）

●Kireiケア関連商品

国内においては、ウェットティッシュの市場が伸び悩むなか、『シルコット』ブランドにおいて、デザイン性を高めた商品などの展開によって市場シェアの拡大に努めました。

今後は、日本で培った独自の不織布加工・成型技術を活用し、日本だけではなくそれぞれの国や地域の使用習慣や消費者ニーズに合わせた高付加価値商品を開発することで、世界中の全ての人々が安心・安全でKireiな生活を送ることができる環境を目指します。

この結果、パーソナルケアの売上高は793,845百万円（前連結会計年度比3.8%増）、セグメント利益（コア営業利益）は104,481百万円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。

<ペットケア>

	2022年12月期 (百万円)	2023年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	125,312	139,446	14,134	11.3
コア営業利益	18,352	23,083	4,732	25.8

(注) 外部顧客に対する売上高

国内のペットフードにおいては、猫用では健康志向の高まりに応えた毛玉ケアや食事の吐き戻しを軽減する商品、犬用では犬種ごとの身体の特徴や年齢に合わせた商品、及び、新コンセプト商品である筋肉の健康を維持するカラダづくりフードなどで価値転嫁を進めた結果、高い売上高成長を実現しました。ペットイレタリーにおいては、犬用ペットシートや猫用システムトイレなどが堅調に推移した結果、安定的な成長を実現しました。

昨年以來、北米では新たな高付加価値商品の展開による価値転嫁が順調に進んでいるなか、断続的なインフレーションによる消費者の購買抑制を懸念した流通による一時的な在庫圧縮の影響を受けましたが、日本の技術を搭載した新たなコンセプトの猫ウェットタイプ副食などの販売が好調に推移し、安定した売上高成長を実現しました。引き続き現地のニーズに合わせた新たな価値提案による高付加価値商品の展開を進めます。

北米に次ぐ世界第2位の市場規模を誇り、今後も成長が期待される中国においては、2022年11月に江蘇吉家寵物用品有限公司（以下、JIA PETS社）と資本業務提携を行いました。日本の消費者に支持された当社グループの製造技術及び生産管理ノウハウとJIA PETS社が保有する生産体制や研究開発、eコマースチャネルにおける販売力などを活用しペットケア事業の飛躍的な成長を目指します。

また、今後の市場成長が期待されるタイやインドネシアといったアジア地域においては、日本の技術を搭載した商品の認知拡大と普及促進に努め、事業成長を推進します。

この結果、ペットケアの売上高は139,446百万円（前連結会計年度比11.3%増）、セグメント利益（コア営業利益）は23,083百万円（前連結会計年度比25.8%増）となりました。

<その他>

	2022年12月期 (百万円)	2023年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	7,802	8,498	697	8.9
コア営業利益	351	409	58	16.6

(注) 外部顧客に対する売上高

不織布・吸収体の加工・成形技術を活かした業務用商品分野において、産業用資材を中心に販売を進めました。

この結果、その他の売上高は8,498百万円（前連結会計年度比8.9%増）、セグメント利益（コア営業利益）は409百万円（前連結会計年度比16.6%増）となりました。

③ 所在地別概況

	売上高 (注)			コア営業利益		
	2022年12月期 (百万円)	2023年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	2022年12月期 (百万円)	2023年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)
日本	307,631	321,847	14,217	57,830	64,986	7,156
中国	115,275	106,743	△8,532	16,376	11,882	△4,494
アジア	312,997	331,409	18,412	31,223	31,572	349
その他	162,118	181,790	19,672	13,949	19,094	5,145

(注) 外部顧客に対する売上高

(2) 設備投資等の状況

海外では、生産拠点の拡充や生産能力の増強などを中心に、国内では、主として新商品の改良投資や生産性向上並びに既存設備の維持更新を目的として46,872百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 対処すべき課題

日本を含め各国・各地域でCOVID-19の脅威から脱し、社会経済活動が活性化したことで緩やかに市場回復が進み、感染拡大前の状況に戻りつつありますが、今後の先行きが不透明な状況は継続しております。海外においては、主要参入国の多くで市場回復にばらつきがありながらも、COVID-19の拡大による景気の悪化からは持ち直しの動きが見られますが、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料価格や資源価格の高騰などによる世界経済への影響が不透明であり、COVID-19及びウクライナ情勢の長期化の影響以外にも、当社グループが事業展開している国・地域における地政学的リスク、経済、金融、為替変動などが、当該国・地域などの景気に少なからず影響を及ぼし、売上の停滞、輸入原材料価格や物価変動などに波及する恐れがあります。

国内においては、ウェルネスケア関連商品やペットケア関連商品への引き合いは強いものの、景気の先行き不透明感に加え、競争が激しい販売環境のなか、為替や原油価格に起因する輸入原材料価格の上昇が懸念されるとともに、パーソナルケア業界においては、ベビーケアやフェミニンケア関連商品の対象人口減少が今後も見込まれております。

こうした課題を背景に、当社グループは経営理念に則り、常に新しい市場創造及び価値創造に努め、日本製需要の最大化、並びに、アジアでの急速な高齢化への対応、感染症予防関連や顧客インサイトに応える商品ラインアップの拡大をスピーディーに進めることで、海外ではリスク管理を強化しながら積極的なエリア展開と成長市場におけるカテゴリーリーダーとしての地位確立により、国内では市場の活性化による業界総資産拡大、並びに、「共生社会」の実現を目指し、業績の向上に努めてまいります。

今後もより一層の企業変革に努め、全ての事業において、絶え間ない商品革新による価値向上に一層注力するとともに、原価低減と経営資源の効率的活用をさらに強力に推進してまいります。

一方、非財務面においても、環境（E）社会（S）ガバナンス（G）を中長期的かつ持続的な企業価値向上のための重要な基盤と位置付け、環境への配慮やガバナンス体制の強化等の施策推進を継続してまいります。また、企業経営の健全性と透明性をより高めるために、子会社の内部統制体制について、業務プロセスの適正性を検証する手続きの改善を推し進め、ガバナンスの強化を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第61期	2021年度 第62期	2022年度 第63期	2023年度 第64期 (当連結会計年度)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	727,475	782,723	898,022	941,790
コア営業利益 (百万円)	114,744	122,482	119,566	127,974
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	52,344	72,745	67,608	86,053
基本的1株当たり当期利益 (円)	87.60	121.78	113.61	145.42
資本合計 (百万円)	562,653	635,438	708,613	788,250
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	822.19	935.03	1,043.17	1,178.73

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第61期	2021年度 第62期	2022年度 第63期	2023年度 第64期 (当事業年度)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売上高 (百万円)	366,203	382,210	344,281	348,740
経常利益 (百万円)	46,149	81,353	67,915	143,374
当期純利益 (百万円)	8,292	59,625	6,876	119,405
1株当たり当期純利益 (円)	13.88	99.82	11.55	201.77
純資産額 (百万円)	312,113	333,849	301,907	384,676
1株当たり純資産額 (円)	519.99	559.44	508.88	651.74

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第63期の期首から適用しており、第63期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ユニ・チャームプロダクツ(株)	200百万円	100.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造
嬌聯股份有限公司	588,800千台湾ドル	52.6%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Uni.Charm (Thailand) Co., Ltd.	718,843千タイバーツ	100.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
LG Unicharm Co., Ltd.	30,000百万韓国ウォン	51.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
尤妮佳生活用品(中国)有限公司	117,127千米ドル	75.0% (75.0%)	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
PT UNI-CHARM INDONESIA Tbk	415,657百万インドネシアルピア	59.4%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.	447,059千サウジアラビアリアル	85.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm India Private Ltd.	37,123百万インドルピー	100.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm Australasia Holding Pty Ltd.	60,000千豪ドル	100.0%	ウェルネスケア関連製品、ベビーケア関連製品などの販売
Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.	880,000千エジプトポンド	95.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
The Hartz Mountain Corporation	197,398千米ドル	51.0%	ペットケア関連製品の製造及び販売
尤妮佳(中国)投資有限公司	280,346千米ドル	100.0%	中国国内の事業会社の管理及び統括
UNICHARM DO BRASIL INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PRODUTOS DE HIGIENE LTDA.	873,783千ブラジルリアル	80.1%	ベビーケア関連製品などの製造及び販売
DSG International (Thailand) Public Co., Ltd.	1,260,000千タイバーツ	99.3% (99.3%)	ウェルネスケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Uni-Charm Corporation Sdn. Bhd.	132,230千マレーシアリンギット	100.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
Diana Unicharm Joint Stock Company	360,000,000千 ベトナムドン	95.0% (95.0%)	フェミニンケア関連製品、ベビー ケア関連製品などの製造及び販売

その他34社

- (注) 1. 議決権比率欄の () は、間接所有割合で内数であります。
2. 事業年度末日における特定完全子会社については、該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	売上区分
パーソナルケア	ウェルネスケア関連製品 フェミニンケア関連製品 ベビーケア関連製品 Kireiケア関連製品
ペットケア	ペットフード製品 ペットトイレタリー製品
その他	産業用資材製品 その他

(7) 主要な事業所及び工場 (2023年12月31日現在)

① 主要な事業所及び工場

名称	所在地
本店	愛媛県四国中央市
首都圏営業部 (本社事務所)	東京都港区
近畿支店 (大阪事業所)	大阪府大阪市
北海道支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
甲信支店	長野県松本市
中部支店	愛知県名古屋市
中国支店	岡山県岡山市
四国支店	愛媛県四国中央市
九州支店	福岡県福岡市
テクニカルセンター	香川県観音寺市
伊丹工場	兵庫県伊丹市
三重工場	三重県名張市
埼玉工場	埼玉県児玉郡上里町

② 子会社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
ユニ・チャームプロダクツ(株) 四 国 工 場 中 央 製 造 所	香川県観音寺市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 四 国 工 場 豊 浜 製 造 所	香川県観音寺市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 福 島 工 場	福島県東白川郡棚倉町
ユニ・チャームプロダクツ(株) 静 岡 工 場	静岡県掛川市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 九 州 工 場	福岡県京都郡苅田町
嬌 聯 股 份 有 限 公 司	台湾－大中華圏
Uni.Charm (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
LG Unicharm Co., Ltd.	大韓民国
尤妮佳生活用品（中国）有限公司	中華人民共和国
PT UNI-CHARM INDONESIA Tbk	インドネシア共和国
Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.	サウジアラビア王国
Unicharm India Private Ltd.	インド共和国
Unicharm Australasia Holding Pty Ltd.	オーストラリア連邦
Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.	エジプト・アラブ共和国
The Hartz Mountain Corporation	アメリカ合衆国
尤妮佳（中国）投資有限公司	中華人民共和国
UNICHARM DO BRASIL INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PRODUTOS DE HIGIENE LTDA.	ブラジル連邦共和国
DSG International (Thailand) Public Co., Ltd.	タイ王国

(8) **従業員の状況** (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	前連結会計年度末従業員数	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
従業員数	16,206名	16,223名	17名増加

② 当社の従業員の状況

区 分	前事業年度末従業員数	当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減
従業員数	1,433名	1,457名	24名増加

(9) **主要な借入先** (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 827,779,092株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 620,834,319株（自己株式30,605,773株を含む） |
| (3) 株主数 | 38,566名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
ユニテック(株)	154,957 ^{千株}	26.3%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	68,546	11.6
高原基金(株)	28,080	4.8
(株)日本カストディ銀行（信託口）	25,002	4.2
(株)伊予銀行 （常任代理人 (株)日本カストディ銀行）	15,300	2.6
日本生命保険(相) （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株)）	12,189	2.1
日本マスタートラスト信託銀行(株) （退職給付信託口・広島銀行口）	12,101	2.1
BNYMSANV RE MIL RE FIRST SENTIER INVESTORS ICVC - STEWART INVESTORS ASIA PACIFIC LEADERS SUSTAINABILITY FUND （常任代理人 (株)三菱UFJ銀行）	11,520	2.0
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	9,262	1.6
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	8,187	1.4

(注) 1. 当社は自己株式30,606千株（4.9%）を保有しておりますが、上記の上位10名の株主より除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式の種類及び株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	当社譲渡制限付株式 32,300株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

取締役の氏名等（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高原 豪久	社長執行役員、野村ホールディングス(株) 社外取締役、住友商事(株) 社外取締役
取締役	彦坂 年勅	取締役 専務 生産・開発管掌 CQO (Chief Quality Officer) 兼 標準化担当 兼 ニューワールド・プロジェクト担当
取締役	高久 堅二	取締役 専務執行役員 マーケティング・営業管掌 共同CMO(Chief Marketing Officer) 兼 ライフタイムバリュー推進部担当 兼 Chairman, Unicharm India Private Ltd. 兼 Uni-Charm Corporation Sdn.Bhd.担当 兼 Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.担当 兼 Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.担当
取締役 (監査等委員)	杉田 浩章	ボストン・コンサルティング・グループ(同) シニア・アドバイザー (株)Kaizen Platform 社外取締役
取締役 (監査等委員)	ルゾンカ 典子	コスモエネルギーホールディングス(株) 常務執行役員CDO
取締役 (監査等委員)	浅田 茂	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）杉田浩章及びルゾンカ典子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社は、取締役浅田茂氏を常勤の監査等委員に選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役（監査等委員）杉田浩章氏は、大手外資系コンサルティング会社であるボストン・コンサルティング・グループの日本代表及びマネージング・ディレクター&シニア・パートナーを務め、現在もシニア・アドバイザーとして活躍するとともに、(株)Kaizen Platformの社外取締役を務めるなど、企業経営・コーポレートガバナンスに関する知識を活用する業務を経験しており、企業経営及びコーポレートガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）ルゾンカ典子氏は、海外・外資系大手金融機関において、長年にわたり、実務及びマネジメントを務めており、企業経営戦略及び企業ガバナンスに関する高い識見を有しております。また、前職のソニー銀行(株)では執行役員として、現職のコスモエネルギーホールディングス(株)においても、常務執行役員としてブランド価値やCXの向上、DX人材の育成、データドリブン経営基盤の構築を推進しており、DX戦略に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）浅田茂氏は、パナソニック(株)グローバル本社内部監査部門長・税務部門長、海外会社経理担当役員の経験に加え、当社の執行役員経理財務本部長を経験しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査等委員（監査役）、執行役員、子会社以外に役員として派遣された当社グループ籍社員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害（損害賠償金、争訟費用等）が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得た場合や、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事項があります。

(3) 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針は、代表取締役1名及び非業務執行取締役1名、独立社外取締役2名で構成し、独立社外取締役が半数を占め、また独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会で審議した結果を、取締役会に諮って決定しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりであります。

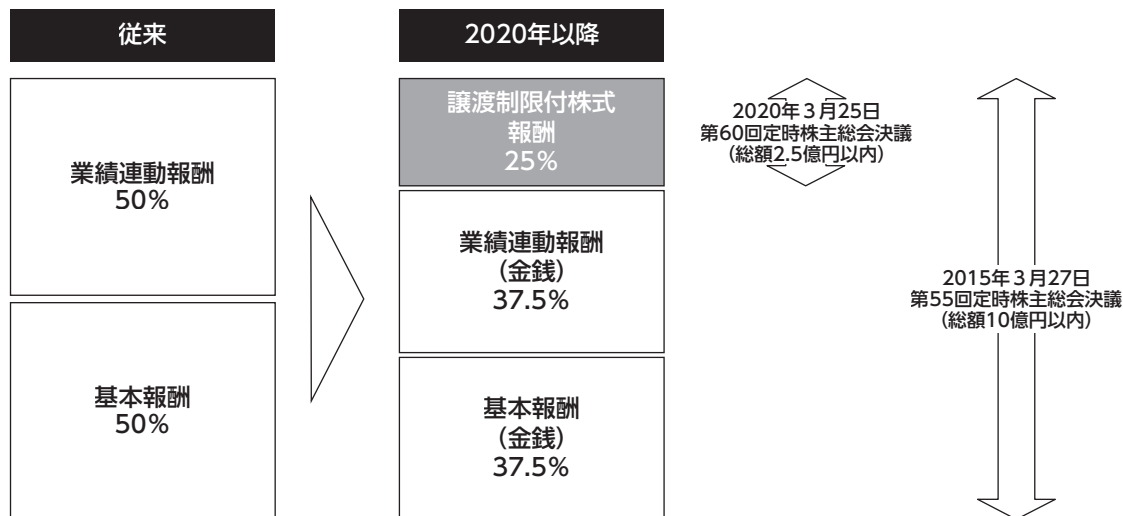
① 取締役の報酬制度の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、基本報酬（金銭）と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は、短期的なインセンティブである金銭報酬と中長期的なインセンティブである譲渡制限付株式報酬で構成されております。また、基本報酬は職責の大きさに応じた役職ごとに決定しております。

なお、業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、客観的な立場に基づく当社経営に対する監督及び助言の役割を考慮し、固定報酬のみとしております。

また、2015年3月27日開催の第55回定時株主総会にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（総額）を年額1,000百万円以内（当該定めに係る員数は8名）、監査等委員である取締役の報酬等の額（総額）を年額100百万円以内（当該定めに係る員数は3名）とする旨、2020年3月25日開催の第60回定時株主総会にて、譲渡制限付株式報酬枠を年額250百万円以内（当該定めに係る員数は3名）とする（ただし1,000百万円の内枠とする。）旨の承認を受けております。

[役員報酬の構成]



- ・ 基本報酬（金銭）：市場競争力の確保を目的とし、職責の大きさに応じた役職ごとのベンチマークによって決定し、月額固定報酬として支給します。
- ・ 業績連動報酬（金銭）：短期的な（1年間）インセンティブとして、その期間の業績結果に応じて、基本報酬の金額の0%～200%（10段階）の範囲で決定し、評価年度（1月～12月）の実績に応じて翌年4月～翌々年3月の期間に月払で支給します。
- ・ 譲渡制限付株式報酬：中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして、評価年度（1～12月）の業績結果に応じて、翌年4月に基本報酬の金額の33%～100%に相当する譲渡制限付株式を割り当てます。譲渡制限期間は3年間となります。

[役員報酬の評価指標・考え方及び当事業年度の目標・実績]

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の業績連動報酬（金銭）及び譲渡制限付株式報酬を決定する際の業績結果の評価指標（ESG評価を含む4項目8テーマ）及び当事業年度の目標・実績は以下のとおりであります。

なお、職責の大きさに応じた役職ごとに評価ウェイトを設定しております。例えば、代表取締役は全社業績を50%、全社重点戦略を50%に、また、ライン部門の役付執行役員は全社業績及び担当部門業績を各30%、全社重点戦略及び担当部門重点戦略を各20%としております。

また、2020年度より新たに指標に加えましたESG評価は、FTSE Blossom Japan Indexの採用、ESGスコアの改善など可能な限り定量的に評価できるよう努めております。これにより2022年度には、FTSE4Good Index Seriesに4年連続で選定、環境省ESGファイナンスアワードジャパンで環境サステナブル企業部門 銅賞受賞、日経スマートワーク経営調査で最上級の星4つ獲得、日経SDGs経営調査で星4つ獲得、ブルームバーグ男女平等指数に3年連続で選定など企業価値向上に繋げることができました。さらに、2023年は中長期のESG目標である「Kyo-sei Life Vision 2030」を強力に推進、加えてDXの取組みも推進することで、GPIF採用ESG指数における5指数の構成銘柄に選定、「DX銘柄2023」において「DX注目企業2023」に選定、Institutional Investor「2023 Japan Executive Team Rankings」で6部門すべて1位を獲得、2年連続で「All-Star」に選定される等、「事業そのものがESG」の浸透加速により、更なる企業価値向上に努めてまいりました。

No.	評価指標	Accountability	評価ウェイト	目標	実績	評価
1	全社業績 (経営計画)	1-1 全社売上高	20~50%	963,500百万円 (昨比107.3%)	941,790百万円 (昨比104.9%)	97.7%
		1-2 全社コア営業利益		141,000百万円 (昨比117.9%)	127,974百万円 (昨比107.0%)	90.8%
		1-3 親会社の所有者に帰属する 当期利益		80,900百万円 (昨比119.7%)	86,053百万円 (昨比127.3%)	106.4%
2	担当部門業績	2-1 担当部門売上高	0~40%	(部門毎)	(部門毎)	—
		2-2 担当部門利益		(部門毎)	(部門毎)	—
3	全社重点戦略	3-1 役員自身で実行する優先戦略	20~50%	(役員毎)	(役員毎)	—
		3-2 ESG評価 (専門機関の評価等)		(役員毎)	(役員毎)	—
4	担当部門重点 戦略	4 担当部門の最優先戦略	0~40%	(部門毎)	(部門毎)	—

※各評価指標の考え方

1. 当社の取り組みを業績面で評価する指標
2. 役員それぞれの取り組みを業績面で評価する指標
3. 当社の優先戦略に対する取り組みを評価する指標 (定性評価を含む。)
4. 役員それぞれの優先戦略に対する取り組みを評価する指標 (定性評価を含む。)

[譲渡制限付株式割当契約の内容]

「譲渡制限付株式報酬」は、対象取締役及び執行役員が当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける制度です。対象取締役及び執行役員と当社の間では、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

1	譲渡制限期間	対象取締役及び執行役員は、割当てを受けた日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
2	退任時の取扱い	対象取締役及び執行役員が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
3	譲渡制限の解除	当社は、対象取締役及び執行役員が譲渡制限期間中継続して当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役及び執行役員が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
4	クローバック条項	対象取締役及び執行役員は、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合等には、その責任に応じ、累積した本割当株式の全部又は一部を無償返還する。
5	その他の事項	譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

② 取締役の個人別の報酬額の決定方法

取締役の個人別の報酬額については、取締役個々の貢献実績に基づいた正しい評価とすることを目的に、各指標に基づいた評価結果を報酬委員会に報告し審議した上で、取締役会の決議により一任された代表取締役（高原 豪久）が決定しております。

③ 固定報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合及び額の決定に関する方針

当事業年度の固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の算定方法及び割合、それぞれの報酬を与える時期、決定の委任者と内容については、2021年2月22日開催の報酬委員会にて、取締役会で決定すべきこととして整理した上で、その内容について同日開催の取締役会で決議しております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	562	196	196	171	4
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	8	8	—	—	1
社外取締役	21	21	—	—	3

(注) 1. 上記には、2023年3月24日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名及び社外取締役1名にかかる報酬等の額が含まれています。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額171百万円が含まれております。

(4) **社外役員に関する事項** (2023年12月31日現在)

1. 取締役(監査等委員) 杉田 浩章

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況
ポストン・コンサルティング・グループ(同) シニア・アドバイザー
(株)Kaizen Platform 社外取締役
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会9回開催中全て、監査等委員会11回開催中全て出席し、豊富な経験から適宜質問、助言を行っております。
- ④ 重要兼職先である法人等と当社との関係
兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2. 取締役(監査等委員) ルゾンカ 典子

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況
コスモエネルギーホールディングス(株) 常務執行役員CDO
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
2023年3月24日就任以降当事業年度に開催された、取締役会6回開催中全て、監査等委員会9回開催中全てに出席いたしました。豊富な経験から適宜質問、助言を行っております。
- ④ 重要兼職先である法人等と当社との関係
兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の会計監査人であったPwC Japan有限責任監査法人は、2023年3月24日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	有限責任 あずさ 監査法人	PwC Japan有限責任 監査法人
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	128百万円	—
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—	1百万円
合計	128百万円	1百万円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	136百万円	1百万円
--	--------	------

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

[基本方針]

- ・社是及び行動憲章において、コンプライアンスに対する方針を明示します。
- ・役員及び使用人が必要な知識を習得できるよう、トレーニングを実施します。
- ・コンプライアンス意識に関して、定期的なモニタリングを実施します。
- ・被監査部門から独立した内部監査部門による監査を実施します。
- ・問題の早期把握のため、内部通報窓口を設けます。
- ・反社会的勢力との一切の関係遮断を図ります。また、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組みます。

[運用状況]

- ・社是に「企業の成長発展、社員の幸福、及び社会的責任の達成を一元化する正しい企業経営の推進に努める」と掲げています。また、ユニ・チャームグループ行動憲章を定め、当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人がいつでも閲覧できる状態にしています。
- ・年に数回、幹部社員向けの勉強会においてコンプライアンスに関するテーマを取り上げています。また、新入社員研修、海外赴任者向け研修等においても、コンプライアンスに関するテーマを取り上げています。その他、コンプライアンスに関する様々なテーマで、役員及び使用人に対する学習コンテンツの発信やEラーニングを実施しています。
- ・当社及び国内外グループ会社において定期的に実施している意識調査にコンプライアンス意識に関する調査項目を設け、モニタリングを実施しています。
- ・経営監査部が、外部専門家やグループ会社の内部監査部門と連携して、当社及び国内外グループ会社の内部監査を実施しています。監査の結果は、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。
- ・倫理・法令違反事案の相談・通報窓口として「Compliance Hotline」を、ハラスメント行為及び悩み相談窓口として「りんりんDial」を設置しています。相談・通報の状況は、相談・通報者の保護に配慮しつつ、企業倫理委員会を通じて、定期的に取締役会に報告しています。
- ・反社会的勢力との関係遮断及び腐敗防止に関して、ユニ・チャームグループ行動憲章に明記し、取り組みを進めています。

(2) 情報の保存及び管理に関する体制

[基本方針]

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、機密性、完全性及び可用性の確保を考慮し、また、法令等の定めがある場合はこれに従い、適切に保存及び管理を行います。

[運用状況]

- ・「情報セキュリティポリシー」「情報管理セキュリティ規程」「文書保存年限表」等の社内規程において、法令等の定めを踏まえた情報の保存及び管理に関する取扱いを定め、運用しています。取締役は、必要などきはいつでも、保存及び管理されている情報を閲覧することができるものとしています。

(3) リスク管理体制

[基本方針]

- ・リスク管理に関する役割及び責任を明確化します。
- ・意思決定を行う際には、想定されるリスクに適切な考慮を払います。
- ・経営上の重要なリスクについて、全社で対策に取り組む体制を構築します。
- ・危機対応に係る組織・体制や計画を整備します。
- ・リスク管理のプロセスについて、監査を実施します。

[運用状況]

- ・当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人は、組織・業務分掌及びユニ・チャームグループ決裁規程により定められた役割及び責任に応じて、責任を持ってリスク管理を行っています。
- ・取締役会決議を始めとする意思決定の際に、想定されるリスクに対して適切な考慮が払われるよう、意思決定プロセスなどのルールを整備しています。また、意思決定した事項に対する結果報告やフォローアップの体制を整備しています。
- ・当社及び国内外グループ会社の経営上、重要なリスクについては、業務執行会において対策を討議し、必要に応じて取締役会に報告する体制としています。
- ・危機対応に関しては、クライシスコミュニケーションマニュアルにおいて、平時及び有事の対応組織、リスク情報のモニタリング、クライシスの報告に関するルール等を定めています。また、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、環境の変化に応じてルールや計画の見直しを行っています。
- ・経営監査部が、外部専門家やグループ会社の内部監査部門と連携して、当社及び国内外グループ会社の内部監査を実施しています。監査の結果は、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。

(4) 職務執行の効率性確保のための体制

[基本方針]

- ・職務執行に関する役割及び責任を明確化することによって、重複を排除し、迅速な意思決定を実現します。
- ・職務執行の効率性を確保できる経営手法を採用し、実践します。
- ・グループ全体から現場まで様々なレベルで、整合性のとれた戦略及び計画を策定します。
- ・経営環境の変化に対応して機動的に経営戦略を見直します。
- ・業務の効率化を積極的に推進します。

[運用状況]

- ・当社は、執行役員制度を採用し、執行責任を明確化しています。また、組織・業務分掌及びユニ・チャームグループ決裁規程を定め、当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人の役割及び責任を明確化しています。
- ・当社及び国内外グループ会社は、全社で目指す目的・目標を共振の経営実践会議（毎週、当社及び国内外グループ会社をテレビ会議及びウェブ会議で接続して実施しています。）等を通じて浸透・徹底しています。
- ・グループの中期経営計画を、取締役会決議により策定しています。また、中期経営計画を実現するため、諮問会議において、中期経営計画で掲げた全社戦略の具体化及びグループ会社それぞれの戦略を審議しています。これらを踏まえて、取締役会決議により、マネジメント予算を策定しています。
- ・全体の計画の進捗状況を、月次の業務執行会においてモニタリングしています。発生した課題については、対応方針を決定しています。
- ・業務効率化のため、ITを活用するとともに、業務プロセスの改革にも継続的に取り組んでいます。

(5) グループ管理体制

[基本方針]

- ・国内外グループ会社が、各々責任を持って、自主的な経営を行うことを基本とします。
- ・コンプライアンス体制、リスク管理体制、職務執行の効率性確保のための体制等に関して、国内外グループ会社に共通して適用すべき事項を明確にし、体制を構築します。
- ・国内外グループ会社が当社に報告すべき事項及び当社の承認を得るべき事項を明確に定めます。
- ・グループ会社間の取引について、その適正を図ります。
- ・国内外グループ会社に対する適切なモニタリング及び監督を実施します。
- ・国内外グループ会社に対して、実効的な監査を行います。

[運用状況]

- ・国内外グループ会社が、各々責任を持って、自主的な経営を行うことを基本としています。
- ・コンプライアンス体制、リスク管理体制、職務執行の効率性確保のための体制等に関して、国内外グループ会社に共通して適用すべき事項については、グループ規程を策定し、運用しています。
- ・関係会社管理規程において、国内外グループ会社が当社に報告すべき事項等を定めています。また、ユニ・チャームグループ決裁規程において、国内外グループ会社が当社の承認を得るべき事項等を定めています。
- ・グループ会社間の取引（当社と国内外グループ会社との取引を含みます。）について利益相反を管理し、必要な場合には、社外取締役が出席する取締役会で審議を行ったり、兼職している役員が審議及び議決に加わらないものとしたりするなどの対応を行います。
- ・株主総会における議決権の行使、役員の兼職並びに、取締役会、諮問会議及び業務執行会における報告及び審議等を通じて、国内外グループ会社のモニタリング及び監督を実施しています。
- ・当社経営監査部が国内外グループ会社に対する監査を行っているほか、主要なグループ会社は、当該グループ会社独自の監査を行っています。独自の監査の結果についても、監査実施後、当社経営監査部を通じて、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。

(6) 監査等委員会の補助使用人

[基本方針]

- ・ 監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を置きます。
- ・ 監査等委員会の補助使用人については、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。
- ・ 監査等委員会の補助使用人については、監査等委員会による指示の実効性を確保します。

[運用状況]

- ・ 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置しています。
- ・ 監査等委員会の補助使用人の任命、評価、異動、懲戒等の人事に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしています。
- ・ 監査等委員会は、補助使用人に直接指示することができるものとし、補助使用人は当該指示に従うものとしています。

(7) 監査等委員会への報告体制

[基本方針]

- ・ 監査等委員会が関係者から報告を受けられる体制並びに、監査等委員が業務及び財産の状況の調査をする際に関係者の協力を得られる体制を整備します。
- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 常勤監査等委員から監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 会計監査人及び内部監査部門から監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 監査等委員会への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

[運用状況]

- ・ 当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員から求められた場合は、速やかに事業の報告を行い、又は業務及び財産の状況の調査に協力する（ただし、国内外グループ会社の役員及び使用人については、正当な理由がある場合を除きます。）ものとしています。
- ・ 当社の役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとしています。
- ・ 常勤監査等委員は、諮問会議、業務執行会等の主要会議への出席、往査その他により情報を収集し、監査等委員会に報告しています。
- ・ 会計監査人及び経営監査部は、監査の方針及び計画について、定期的に監査等委員会に報告しています。監査の結果（国内外グループ会社に対する監査の結果及び国内外グループ会社が独自に実施した監査の結果を含みます。）についても、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。
- ・ 監査等委員会への報告を行った者に対して当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。

(8) その他監査等委員会の監査の実効性を確保する体制

[基本方針]

- ・監査等委員による社内の情報へのアクセスを確保します。
- ・会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役との連携を確保します。
- ・監査等委員以外の役員との情報交換及び意見交換を実施します。
- ・監査等委員の職務の執行に必要な費用は、会社が負担します。
- ・必要に応じて外部専門家との連携を図ることができるものとします。

[運用状況]

- ・必要などときにはいつでも常勤の監査等委員が決裁書等の社内の文書を閲覧できる環境を整備しています。
- ・監査等委員は、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役と、情報交換及び意見交換を行う会合を定期的に開催し、緊密な連携を図っています。
- ・監査等委員は、代表取締役その他の取締役と、定期的に会合を開催し、情報交換及び意見交換を行っています。
- ・監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行うものとしています。あらかじめ支出が見込まれる費用については、予算措置を講じています。
- ・監査等委員会は、必要な場合には、会社の費用負担で弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができるものとしています。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営方針のひとつと考え、そのためにキャッシュ・フローの創出による企業価値の向上に努めております。2024年から2026年の3ヵ年を期間とする第12次中期経営計画においては、持続的な成長に向けた積極的な設備投資や研究開発投資などにより事業規模を拡大し、収益性を改善することによって、2030年にROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）17%の実現に向けて取り組んでまいります。さらに、フリー・キャッシュ・フローの継続的な増加から、配当の安定的かつ継続的な増額を実施し、自己株式取得と合わせた総還元性向50%を引き続き目標に利益還元の充実を図ってまいります。

当期の年間配当については、第2四半期末の1株当たり20円に、期末配当1株当たり20円を加え、40円とさせていただきます。この結果、22期連続増配となり、親会社所有者帰属持分配当率（DOE）は3.6%となりました。

また、2023年2月8日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、同年2月9日から9月5日の期間に「東京証券取引所における市場買付」により、3,079,500株を取得価額総額17,000百万円で取得いたしました。

次期以降の株主の皆様への利益還元についても、こうした目標達成で充実に努めてまいります。

連結財政状態計算書(IFRS)

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	638,902	流 動 負 債	270,073
現金及び現金同等物	253,770	仕入債務及びその他の債務	168,867
売上債権及びその他の債権	151,561	借 入 金	14,977
棚 卸 資 産	102,965	未 払 法 人 所 得 税	15,607
その他の金融資産	106,445	そ の 他 の 金 融 負 債	6,362
その他の流動資産	24,160	そ の 他 の 流 動 負 債	64,261
非 流 動 資 産	494,726	非 流 動 負 債	75,304
有形固定資産	285,585	借 入 金	13,588
無 形 資 産	95,727	繰 延 税 金 負 債	18,025
繰 延 税 金 資 産	13,894	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12,340
持分法で会計処理されている投資	18,165	そ の 他 の 金 融 負 債	25,084
その他の金融資産	72,486	そ の 他 の 非 流 動 負 債	6,267
その他の非流動資産	8,868	負 債 合 計	345,377
資 産 合 計	1,133,627	(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	695,719
		資 本 金	15,993
		資 本 剰 余 金	10,259
		利 益 剰 余 金	710,792
		自 己 株 式	△100,572
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	59,246
		非 支 配 持 分	92,531
		資 本 合 計	788,250
		負 債 及 び 資 本 合 計	1,133,627

連結損益計算書(IFRS)

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	941,790
売 上 原 価	△590,261
売 上 総 利 益	351,528
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△223,555
そ の 他 の 収 益	8,655
そ の 他 の 費 用	△5,920
金 融 収 益	6,603
金 融 費 用	△5,004
税 引 前 当 期 利 益	132,308
法 人 所 得 税 費 用	△34,326
当 期 利 益	97,982
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	86,053
非 支 配 持 分	11,929
当 期 利 益	97,982

売上総利益からコア営業利益への調整表

(単位：百万円)

売 上 総 利 益	351,528
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△223,555
コ ア 営 業 利 益 (※)	127,974

(※) コア営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した利益であり、IFRSで定義されている指標ではありませんが、当社の取締役会はコア営業利益に基づいて実績を評価しており、当社グループの経常的な事業業績を測る指標として有用な情報であると考えられるため、連結損益計算書に自主的に開示しております。

貸借対照表(日本基準)

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	191,999	流動負債	104,822
現金及び預金	88,714	支払手形及び買掛金	40,890
受取手形及び売掛金	50,116	短期借入金	34,440
有価証券	32,400	未払金	18,745
商品及び製品	4,140	未払法人税等	6,153
原材料及び貯蔵品	5,244	賞与引当金	2,200
短期貸付金	1,854	その他	2,394
その他	9,530	固定負債	3,622
固定資産	301,121	退職給付引当金	1,579
有形固定資産	15,234	その他	2,043
建物及び構築物	5,045	負債合計	108,444
機械装置及び運搬具	5,330	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	1,158	株主資本	381,266
土地	2,424	資本金	15,993
建設仮勘定	1,158	資本剰余金	58,999
その他	118	資本準備金	18,591
無形固定資産	35,164	その他資本剰余金	40,408
のれん	18,075	利益剰余金	406,847
商標	2,897	利益準備金	1,992
ソフトウェア	4,868	その他利益剰余金	404,855
その他	9,324	オープンイノベーション 促進積立金	200
投資その他の資産	250,724	繰越利益剰余金	404,655
投資有価証券	65,461	自己株式	△100,572
関係会社株式・出資金	159,353	評価・換算差額等	3,410
長期貸付金	10,812	その他有価証券評価差額金	3,567
前払年金費用	7,076	土地再評価差額金	△157
繰延税金資産	3,594	純資産合計	384,676
その他	4,505	負債及び純資産合計	493,120
貸倒引当金	△76		
資産合計	493,120		

損益計算書(日本基準)

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		348,740
売 上 原 価		242,952
売 上 総 利 益		105,788
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		63,104
営 業 外 収 益		42,684
受 取 利 息	617	
受 取 配 当 金	100,952	
そ の 他 営 業 外 収 益	372	101,942
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 用 意	183	
デ リ バ テ ィ ブ 費 用	272	
為 替 差 損 用 意	748	
そ の 他 営 業 外 費 用	48	1,252
経 常 利 益		143,374
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	82	82
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	160	
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 評 価 損	1,575	1,735
税 引 前 当 期 純 利 益		141,721
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	22,688	
法 人 税 等 調 整 額	△372	22,316
当 期 純 利 益		119,405

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

ユニ・チャーム株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 社 員	あ ず さ 監 査 法 人
東 京 事 務 所	
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 近 藤 敬
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 東 大 夏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニ・チャーム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ユニ・チャーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

ユニ・チャーム株式会社
取締役会御中

有限責任	あずさ監査法人
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近藤 敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 大夏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニ・チャーム株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

ユニ・チャーム株式会社 監査等委員会

監査等委員 杉 田 浩 章 ㊟

監査等委員 ルゾンカ 典 子 ㊟

監査等委員 浅 田 茂 ㊟

(注) 監査等委員杉田浩章及びルゾンカ典子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。